

春日井市国民健康保険運営協議会 議事録

1 開催日時 平成 27 年 10 月 22 日（木）午後 3 時 00 分～午後 3 時 18 分

2 開催場所 春日井市役所 第 3 委員会室

3 出席者

〔委員〕 19 名

青山 倫子	福井 雅子	堀田 茂樹	井上 義基
加藤 智彦	石田 洋一	松浦 隆	臼井 留美子
小原 明美	熊谷 三映子	佐治 昌子	野村 浩司
宮崎 いつ子	原田 祐治	長谷川 達也	梶田 高由
小原 哉	内藤 泰典	広瀬 茂	

〔事務局〕 6 名

早川副市長 宮澤健康福祉部長

富永保険医療年金課長 安藤保険医療年金課長補佐

川原保険医療年金課長補佐 右高主査

〔傍聴者〕 なし

4 議題

(1) 「国民健康保険税課税限度額の改定について」

(2) 「その他」

5 会議資料

国民健康保険運営協議会資料

6 諮問

春日井市国民健康保険運営協議会規則第 2 条の規定により、市長から次のとおり諮問があった。

〔諮問内容〕

1 国民健康保険税の課税限度額の改定について

(1) 改定内容

基礎課税額の限度額「510,000 円」を「520,000 円」に、後期高齢者支援金等課税額の限度額「160,000 円」を「170,000 円」に、介護納付金課税額の限度額「140,000 円」を「160,000 円」に改める。

(2) 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

7 議事内容

【青山会長】

- ・本日の出席委員は 20 名中 19 名で、協議会規則第 5 条の規定により、会議は有効に成立している。
- ・議事録署名委員は、協議会規則第 9 条の規定により、松浦 隆委員と小原明美委員にお願いする。

議題(1)「国民健康保険税課税限度額の改定について」

【富永保険医療年金課長】

国民健康保険税課税限度額の改定について、会議資料に基づき説明した。

〔質疑応答〕

【原田委員】

資料の 4 ページにある改正後のグラフを見ると、限度額が適用される所得額が現在より高くなるというふうに見えるが、そういう認識でよいか。

【富永保険医療年金課長】

この図は、課税限度額の影響を示したものとなっており、現在は、左側の現行の図であれば実線、右側の改正後の図だと点線で表されている。

この上限ラインが課税限度額の 3 つの区分の合計である 81 万円となっている。これを右側の図の実線の上限ラインで表している 85 万円に引き上げるという内容である。

これにより、課税額が 81 万円を超える所得のある世帯が影響を受けることになる。

【原田委員】

同じく 4 ページの資料に、「中間所得層の被保険者の負担に配慮した国民健康保険税の見直しが可能になる」というふうにあるが、春日井市の保険税率はどうなるのか。

【富永保険医療年金課長】

今回の課税限度額の引き上げに伴う保険税の増加見込額は、資料の 1 ページに記載した 3,043 万円となる。この額は、春日井市の平成 27 年度国民健康保険税現年度分の予算額である約 84 億円の 0.36%に相当する。

春日井市では、国保事業の累積赤字を解消するためにこれまでも一般会計から相当の法定外繰入金、いわゆる赤字補填分の繰入金を投入しており、実質的には依然、赤字となっていることから、今回の課税限度額引上げによる増収分をもって、現在の税率を引き下げることが難しいと考えている。

【原田委員】

春日井市の国民健康保険税は、資産割を含んでおり、必ずしも所得の高い方ばかりに影響が出るものではないため、課税限度額の引き上げには同意できない。

国が負担額を引き下げたことで、国民健康保険税はどの階層でも負担額が高額であり、抜本的に国の負担のあり方を見直す必要がある。これは、国の制度の問題だが、結果的に春日井市の被保険者が影響を受けていることなので、国に対して要望を上げていくことも必要だと感じている。

各委員にその他、意見等がないことを確認し、議題(1)に係る質疑応答を終結した。

〔結果〕

協議会規則第6条の規定により「国民健康保険税課税限度額の改定について」を採決の結果、賛成多数で諮問のとおり答申することに決した。

答申書は、青山会長が事務局と協議のうえ作成し、できるだけ早い機会に会長から市長に答申することとした。

議題(2)「その他」

特になし

8 閉会

午後3時18分、閉会とした。

上記のとおり、平成27年10月22日開催の国民健康保険運営協議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及び出席委員2人が署名する。

平成27年11月5日

会 長 青 山 倫 子

署名委員 松 浦 隆

署名委員 小 原 明 美